

## 北朝鮮ミサイル発射による偶発的衝突を避けるために直接対話を

【原田】日本共産党の原田完です。議員団を代表して知事並びに理事者に質問します。平和と民主主義を守る問題について伺います。最初に、北朝鮮の核実験についてです。

9月3日、北朝鮮は昨年9月に続く6回目の核実験を強行しました。核実験は、弾道ミサイル発射とともに、世界と地域の平和と安定にとって重大な脅威であり、国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙です。それは、国際社会が求めている「対話による解決」に逆行する行為であり、核兵器禁止条約の採択など「核兵器のない世界」をめざす世界の大勢に逆らうものです。日本共産党は、強い憤りをもって、この暴挙を糾弾し抗議するものです。

いまの最大の危険は、軍事的緊張がエスカレートするもとの、当事者たちの意図に反して偶発的な事態や誤算によって軍事衝突が引き起こされる現実の可能性が生まれ、強まっているということです。おびただし犠牲をもたらす軍事衝突は、絶対に回避しなければなりません。今必要なことは、北朝鮮の軍事的挑発の中止とともに米朝の直接対話に踏み出すことであり、そのための努力です。知事も安倍内閣に直接対話に努力するよう働きかけるべきではありませんか。いかがですか。

京丹後市にある米軍 X バンドレーダー基地は、「我が国の弾道ミサイル防衛に万全を期すため」と知事は言ってきましたが、米国本土の防衛のためであることは明らかであり、軍事的緊張を作り出しています。この間の北朝鮮のミサイル発射についての情報提供は一切不明です。また近代戦争ではレーダーサイトは最初の攻撃目標です。京都府民・京丹後市民が直接の危険にさらされていることは明らかではありませんか。現地では「ミサイル落下訓練実施を」との声も出ていますと聞きます。知事として、そもそも危険な基地建設に反対の姿勢をしっかりと示すこと、国にしっかりとものを言うことが何よりも平和に貢献し府民の安心安全を守る知事の取るべき姿勢ではないでしょうか。見解をお示してください。

## 核兵器廃絶は日本政府が先頭にたつべき

【原田】日本は、唯一の被爆国であり「核兵器廃絶」は日本国民の悲願です。ところが、安倍内閣は、史上初めて核兵器禁止条約を審議採択した国連会議に参加せず、8月6日・9日の広島・長崎の平和式典では、核兵器禁止条約に一切言及しませんでした。これに対して、被爆者との懇談の場で「どこの国の首相か」と厳しい怒りの声が噴出しました。今、国内外の9名の被爆者の方が呼びかけた「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」が取り組まれています。知事は、6月に賛同署名をされましたが、核兵器完全廃絶には、日本政府こそが核兵器禁止条約を批准すべきですが、知事の認識はいかがですか。

## 9条改憲「戦争する国」づくりやめよ。共謀罪法の運用を中止し廃止を

【原田】安倍首相は、2020年に憲法9条1項、2項を残しつつ3項に自衛隊を書き込むとの改憲案を提示しました。9条2項の「戦力不保持」の規定は「武力なき平和」の理念をかかげたものですが、「自衛隊」を書きこめば海外での武力行使が無制限になります。俳優の加藤剛さんは、平和集会などで「誰もがもっと

生きたかったに違いない。憲法は戦争で亡くなった人たちの夢の形見」だとし、9条を絶対に変えてはならないと言っておられます。

日本国憲法施行70年となった今年、実質的に9条の規定を変えて「戦争できる国づくり」へ進めようとする動きは、改憲右翼団体の日本会議の描いたものに沿って、安倍首相・自民党総裁が改憲発言を強弁したのですが、直近の共同通信社による世論調査でも憲法改悪には53、4%が反対しています。この状況を知事はどのように思われますか。お答えください。

次に、「共謀罪」についてお聞きします。この法はこれまで3度も廃案になったのに、参院法務委員会の採決を省略し、6月15日に強行採決、7月11日から施行しています。電話やメールなどの盗聴を可能にし、ライン、フェイスブックなどの通信手段も監視対象とされるとしています。戦前の「共謀罪」とよく似た、治安維持法は、共産党への弾圧を中心とし、民主的な人士や宗教家にまで及び国民を相互監視社会におき、自由も個人の尊厳もない社会をつくりましたが、天下の悪法としてポツダム宣言受諾のもとで廃止され、共産党員を始め多くの人は刑が無かったものとなったのです。かつて、治安維持法がそうであったように、ひとたび内心を処罰する法律をつくれれば、時の政権と捜査機関次第で、恣意的に解釈され、萎縮効果をうみ自由な社会をおしつぶしていくことが教訓です。知事は、共謀罪法の運用を中止し、廃止すべきだとは考えませんか。いかがですか。

また、日本政府は、特高警察や憲兵・特高検事等々によって拷問で命を奪われた人たちに一切の謝罪や補償をしていません。ドイツやイタリアでも、日系人を強制収容所に押し込めたカナダ等でも、国家が謝罪し、人権の回復と補償が行われているのに、日本政府の姿勢は過去の過ちに向き合うことなく今日まで来ました。

知事は、主権在民、戦争反対、8時間労働制、男女同権、小作制度からの農地解放、18歳選挙権等々、今では当たり前となっている憲法の条項は、戦前の絶対主義的天皇制の下、命をかけてその旗を掲げた闘いが結実したもので、こうした人達がいたことをどう思っておられるでしょうか。京都の関係者も治安維持法により拷問、虐殺され、葬儀はしないという条件で遺体の引渡しをされた被害者もいます。諸外国と同じように国家として謝罪することは必要だと思いますが、いかがですか。

**【知事】**まず、北朝鮮の問題でありますけれども、北朝鮮は国連決議を無視して度重なるミサイル発射や核実験を行いますと共にグアムにある米軍の戦略軍事施設周辺に向け、ミサイルの発射を計画、また、北朝鮮労働党機関誌においては「日本も攻撃の対象となる」として、攻撃の対象として具体的に東京、大阪、横浜、名古屋、京都の5都市を挙げたこともありますし、今日もまた「日本をこらしめる」と発表しているようであります。こうした中で私どもは、まさに「平和裏に解決されるべき」というのはその通りですけれども、対話を拒んでいるのは北朝鮮であります。日本やアメリカが対話を拒んでいるわけではありません。どうやって北朝鮮を対話の舞台に出していくのか、そのために世界各国が国連を中心に共同して取り組んでいるのではありませんか。そのことを考えるべきではないかと思えます。

次に、米軍経ヶ岬通信所についてでありますけれども、経ヶ岬が危険というより、もうICBM、水爆を持ったと向こうは言っている。電磁パルス攻撃まで言っている。すでに部分的な攻撃の問題では無くな

っております。ミサイルは北海道を飛び越えて行った。島根、広島、高知の上を通すと言った。こうした中で、私どもは国防の必要性に対してしっかりと責任を持つ国から説明を受けると共に、府民の安心安全を守る立場から安心安全に関する事項について防衛大臣に確認し、これが履行されるようこの問題については京丹後市と連携して状況を確認してから改善を求めて来たところであります。このスタンスは変わりがあるものではありません。

次に、核兵器条約についてであります。核兵器廃絶は、世界で唯一、原子爆弾が投下された被爆国、日本国民の願いであり、京都府においては、これまでいかなる国の核実験に対しても、私と議長で連名で厳重な抗議を行ってまいりました。我が国は核兵器のない世界をめざす大目標を掲げておりまして、国において、国際社会の動向や我が国の安全保障などをふまえて、核兵器が確実に廃絶される実行ある取り組みを進めて頂きたいと思っております。

憲法改正についてでありますけれども、憲法改正は最終的には、国民投票により国民が判断をすべきものでありまして、憲法のあるべき姿を議論すること事態を否定する必要はないと思っております。憲法改正に対する世論調査の結果についても意見が分かれておりまして、今後、国会において「平和」というものもしっかりと念頭に置いて十分に議論され、国民全体で真摯に幅広く議論されることを願っております。ただ、自衛隊につきましては、「違憲であり廃止をめざす」という原田議員の立場とは私は立場を異にしております。全国知事会でも、今ワーキングチームを設置いたしまして、ほとんど今何も書いていないに等しい地方自治の本旨に関して、まさに、国民主権の発露として位置付ける検討を始めているところであります。

次に、組織的犯罪処罰法改正法についてでありますけれども、これは、国権の最高機関であり、国民の皆様から負託を受けてその任に当たっている国会において、審議、可決されたものでありますけれども国民の生活に深く関わる法律だけに、国において、国民に周知いたしますとともに、その運用に当たっては人権に十分配慮し、捜査機関において慎重かつ厳格に適用されることを望むものであります。

憲法の三大原則についてでありますけれども、これはいろいろな方の努力の上でできたものだと思っておりますが、同時に、戦後 70 年、この歴史の中で、国民ひとり一人が新しい日本を作り上げていくという理想を掲げる中で定着をしてきたものと考えており、そして、これからもそれを続けていくということが、私どもの責務であるというふうに考えております。そして、治安維持法についてでありますけれども、執行にあたっては、人権の配慮や尊重が必要なことは当然でありますけれども、国の判断やそれに対する司法の判断で考えて行くべきものと考えております。

**【原田・再質問】**北朝鮮の問題ですけれども、国連安保理が全会一致で制裁決議を採択しました。軍事的緊張がエスカレートするもとの、事実上の武力行使である貨物の臨検まで言う圧力一辺倒で対話の模索も努力もしないのでは緊張を高めるだけで問題の解決にならないということは、マスコミ等でも報道されています。その一方で、あらゆるチャンネルを通じて対話による平和的解決が求められますが、知事はこの危機の回避にどのような立場をとって、政府に働きかけようとしているのかももう一度お答えください。

Xバンドレーダー基地問題ですが、Jアラートの情報提供も監視衛星の情報が伝えられているようすけ

れども、特に京丹後市のXバンドレーダー基地は戦争対峙のものであり、Xバンドレーダー基地が標的となる危険性の高い施設であり、府民の安心安全のために基地の撤去を最優先に求めるということが知事の立場ではないでしょうか。国への働きかけを強く求めておきます。

さらに、憲法問題では、安倍首相による憲法9条改悪を阻止する広範なみなさんが「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」が結成され、3000万署名の壮大な運動が京都の関係者である有馬頼底氏や梅原猛氏、瀬戸内寂聴氏、浜矩子氏、ノーベル学者の益川敏英氏をはじめとする全国19氏のみなさんの呼びかけが行われました。戦前の反省を「自虐的」と言う言葉だけで歴史的諸事実を目をつむり、9条破壊の改憲を進め、再び戦争する国づくり変えようとする政府の姿勢に対し、府民的立場からも、知事としても明確にするべきことを求めておきたいと思えます。

そして、共謀罪に関わっては、知事は司法取引が恣意的に悪用されれば、無実の人を貶める冤罪が起きること、また、内心の自由を罰するものあり、戦前の悪法治安維持法と同様に府民生活に直結する問題として考えるべきです。知事もその姿勢に立つことを求めておきます。

治安維持法に関わっては、戦前の絶対主義的天皇制のもと命を懸けて戦ってきた人々の要求が今日の日本国憲法に実現しています。共謀罪と類似した戦前の治安維持法は稀代の悪法として敗戦直後に廃止され、また、日本の民主化を決めた「ポツダム宣言10項」が示した日本の民主化が不完全なまま、今日まで続いています。戦後72年、憲法施行70年経ち、改憲の企みがある時、出発点に立ち戻った対応が求められます。再答弁をお願いします。

**【知事・再答弁】**北朝鮮の問題でありますけれども、外交で一番大切なことは国がバラバラであってはいけない事だと思います。やはり、その負託を受けた政府に任せて、その中で、平和で対話に基づく解決が図られるように努力をして頂くことがすべてだと思います。そのためには国際社会が連携共同して当たらなければなりません。その事を、今政府も努力をされているのではないかと思います。私ども、知事会におきましても「決議」を行いました。やはり、国民生活が脅かされていることに対し、しっかりと対応していただきたいということ。さらには、日本海におきまして大和堆における日本漁船が北朝鮮の漁船に大変な形で侵害を受けている。こうした問題についても対処していただきたいということを願ったところでありまして、政府に対してしっかりと対応を求めて行きたいと思えます。

**【原田・指摘要望】**国連決議の結果を見ても、米朝の話合いのテーブルづくりが「模索」されており、日本政府だけが「圧力強化」だけを求めています。世界の流れを見ても日本政府の異常さが際立ちます。知事としても平和的解決に向けて「対話による解決」を、引き続き国に対し強く求めて頂きたいと思えます。

## 食の安全、自給率向上を壊す国の農業政策に反対を

**【原田】**次に農業問題について質問します。

自民党安倍政権は、来年度、平成30年から、コメの生産調整の国による生産目標数量配分の廃止と戸別所得保障、農作物の直接支払制度の廃止をはじめとした、農業政策の大転換を行おうとしています。既に、2016年11月に農業競争力強化プログラムを決定し、農業関係8法の改悪を行なってきました。農業競争力強化支援法の内容は、民間企業の市場競争を強化し、その結果、家族経営を破壊していく危険性をはらん

でいます。農協の解体も民間企業の進出によって、生産資材の価格や農産物販売の安定が壊されていきます。

コメや大豆、麦などの安定的な生産と普及を定めた「種子法」の廃止は、種子の遺伝資源の公的管理を定めたものを国際的種子メーカー「モンサントン」「デュポン」など民間企業の利益のために提供することにより、多国籍企業の種子による食糧支配を強めようとしています。また、畜産物の価格安定に関する法律は、指定牛乳の生産者団体による全量委託販売を見直し、生乳の用途別の需給と価格の安定を混乱させます。

さらに、2018年からコメ農家の存亡に関わるコメ需給調整政策の放棄と米の直接支払い交付金の廃止も強行しようとしているのです。食料・農業・農村基本法で「食料の安定供給の確保」を「国の責務」とし、食糧管理法で「毎年、米の需給と価格の安定化に関する基本指針」を定めると規定しているにもかかわらず、コメ需給対策を見放すことは現行法の規定を踏みにじり、農業者の不安定化を増大し、米作だけでなく地域農業に一層厳しい状況にさせるものです。農業関連8法の改悪は京都の農業と農家の経営安定を否定するものです。京都の農業を守る立場で、国の施策の大転換に対する知事の認識を示していただきたいと思います。いかがですか。

## 「京都食管」をつくり農家の支援を

**【原田】** 今日、農村からは後継者不足と高齢化、米価をはじめとした農産物価格の低迷に対する嘆きの声が聞こえます。基幹的農業従事者は全国では1985年から半減し、京都も約10年間で約30%も減少しています。総出荷額は、27%の減少、京都の生産額は15%減少しています。

今、必要なのは、日本の農業を発展させ、家族経営の農家を守ることです。蜷川府政は、国の悪政で農業経営が危機的状況に追い込まれた時、「京都食管」をつくり、農家が安心してコメの生産ができるよう国の悪政の防波堤となって京都府民を守ってきました。

先日、わが党議員団が、新潟県「公的サポート事業」について伺ったところ、中山間地の営農者に、県が1ヘクタールあたり15万円の補助金を出し、他業種の平均賃金の8割まで引き上げることで農村の維持を行うというものでした。

水田の持つ環境保全、国土保全、安全で美味しい食料提供と農村地域集落を支える農家の経営支援、特に戸別所得補償の復活を京都府知事として、また全国知事会会長として国に働きかける事が重要です。いかがですか。また、かつて府が「京都食管」として農家を支援したように、京都府が実施することを検討すべきではありませんかいかがですか。

また、農業機械や設備への補助制度も必要です。南丹市園部の農家の方にお話を伺ったところ、「機械の更新で急がれるのは、コンバイン3条刈600万円、田植え機6条植え300万円だが、これまでの借金もあり新古機械しか買えない」「今は、高齢の方でも田んぼを守りたいと頑張っているが後継者がいないため委託を希望するところが増えている」また、「公社に委託している農業者はほとんど農業収益が出ず、逆に自家消費の飯米は購入しなければならない」と言われています。農業従事者が居なければ作付けも出来ず耕作放棄地ならざるを得ず、地域そのものが守れません。認定農業者、非認定農業者であっても、地域農業を支えている受託農業者には、せめて機械設備投資への直接助成、補助制度の充実強化を支援することが必要です。いかがですか。

**【知事】** 農業施策についてでありますけれども、食料を生産、提供する農業、とりわけ農村では 地域を支える主要産業でありますけれども、単に産業都市だけではなくて雨水を貯留し洪水などを防ぐ防災機能、多

様な生き物を育む自然環境の保全、そして美しい農村風景など多面的な役割を果たしてきていると思います。このため、京都府では、農業を守るためにマーケットイン型の農業を推進するとともに、中山間地域が多く不利な生産状況の中で、小規模農業も含め、地域農業や農村を守る多様な担い手を支えるために、農業改良普及センターを中心とする農業応援隊による「よりそい支援」ですとか、小規模な農業者の行う生産の販売改善を行うチャレンジの支援、さらに、里の仕事人による伴走支援などによる地域課題の解決にむけ積極的な施策を講じているところであります。

こうした中、先の通常国会で成立した「農政関連8法」でありますけれども、儲かる、競争力のある農業を目指しているようであります。確かに、若い人が農業に進んでいくときには、その産業の発展性がなければ、中々若い方はこの道に進んで行かれません。そうした中では、農業自身がこれからの発展産業であるということを位置付けることは間違いではないというふうに思います。しかし、現在において、非常に不利な立場、厳しい立場におかれている方々についても、同時に配慮をしていかなければ「真の農政」としての充実はできないのではないのかと思います。

こうした中、民間ノウハウを活用した主要農作物種子法廃止につきましては、採算に乗りにくい種子の供給について不安視する声がありますので、引き続き、都道府県が種子生産にかかわれるよう財政措置の継続を、国に対して強く求めているところであります。

また、農業資材や農産物の供給、流通の改善を踏むための農業競争力強化支援法については、農業者レベルでの資材価格の引き下げに繋がるよう国に適切な実施を求めていきたいと思っております。

さらに、収入保険制度を導入する農業保険につきましては、対象となる青色申告が、これは販売農家が3割程度のため、制度の普及だけでなく、青色申告の普及が課題となっております。このように、それぞれの法律について京都府としましては、しっかり農家の実情をふまえて、きめ細かな制度となるよう国に求めていきたいと思っております。

水田農業の経営の自由度を高める観点から、戸別所得補償は30年産から廃止することになりました。地域が主体的に酒米や加工用米、京野菜などの特産物を振興し、水田農業を下支えすることができるよう、国に対し強く要望しているところでありますし、京都府としましては、京都産米に対するアクションプランを策定し、京都米をしっかりとアピールできるようなプレミアム米コンテストや先行産地に近づかせるためのオリジナル品質の開発など、生産の効率から販路開拓までをしっかりと支えて所得の確保向上をさせているところであります。京の農業応援隊を結成し、経営の両面から伴走支援を実施しているところであります。

地域農業や農村を守る農業者に対しましての機械設備の補助制度でありますけれども、今、お話がありましたように、高齢化している一つの農家に600万円とか300万円という機械をそのまま補助をしたとしても、なかなか難しいんじゃないでしょうか。やはりこういった場合は、集落組織ですとか、農業者グループといった形で効果的に施設、設備を使えるような形で整えていかなければならない。私どもはこうしたものに対しての設備投入や施設設備の支援を実施しております。

さらに、水稻の共同乾燥施設などの長寿命化を目的に、機能維持経費などの支援も開始をしたところであります。今後とも、農業、農村の維持発展が図られるように、国の施策についても活用すべきものは活用し、デメリットが生じかねないものや不足するものは国に要望し、合わせて京都府独自の事業を組み合わせ、まさに農業者を伴走支援することによって京都の多様な農業を支える農業施策を講じていきたいと考えています。

**【原田・再質問】** 来年から生産調整見直し、戸別所得補償の廃止の問題ですが、京都府も進めてきた大規模農家は数百万円単位の減収となります。これでは、農家のみなさんが、本当にやる気がおきるのか。水田については、多様な機能や日本農業の高い生産性が守られるのか。こういう問題が起きてきます。ぜひ農家の戸別補償の問題など援助することが必要です。その上で、国への働きかけの問題も言われていましたが、再度、決意を聞かせて頂きたい。さらに、種子法の関係でも当面単費で支えるということですが、予算が無くなれば、その状況において国が責任を持たないということになれば、いったいどういう状況が起きるのか。再度答弁をお願いします。

**【知事・再答弁】** 農業は産業であり生活そのものであると思っています。そうした点から京都の農村を守り維持していくことは私に取りましても、大きな責務であります。国に対してもしつかり言うことは言い、また活用できるものは活用し、若者が京都の農業にもっと入っていきたいと思えるような農業施策を講じていきたいと考えております。

**【原田・指摘要望】** 御決意を頂きました。かつて京都府が、中山間地規模拡大支援事業を実施していたように、府が単費での支援制度を創設したように、全面的に米作農家、小規模農家の切り捨ての嵐が吹き乱れている時こそ、安心して農業が経営できるように求めておきます。

## 中小企業団体の組合員は大幅減少。誰もが利用できる助成制度の実現を

**【原田】** 次に、中小企業支援について伺います。

資本金 10 億円以上の大企業で、内部留保が 403 兆 4 千億円にもなっているのは、アベノミクスの結果です。経常利益は増加したのに労働者の賃金は 3.6%しか増えておらず、物価は 5%も上昇し、実質賃金は低下しています。全産業の 2016 年度の売上高は、前年度より 10 兆円も減らしたのに、経常利益は 42.4 兆円も増えています。安倍内閣は“企業の税負担を減らせば、設備投資や賃金は増える”と、政権発足時から法人実効税率を 7 ポイント以上引き下げました。しかし、減税分は設備投資や賃金には、ほとんど回っていません。

京都の中小企業の経営実態は大変厳しい状況が続き、中小企業団体は、軒並み組合員が激減しています。99%を占める中小零細企業の実態に即して、地域経済を活性化させることが、本府に求められる課題です。リーマンショック当時から見ると、京都の中小企業の回復は大きく立ち遅れ、アベノミクスの異常なマイナス金利政策、国の関与で株価だけが回復しているというのが現実です。雇用情勢においても、有効求人倍率が 1.4 倍を上回っていても、求職者数は増えていません。知事は、中小零細企業の実態と京都経済を、いつも「まだら模様で回復基調」などと言っておられますが、一般的な分析でなく、中小企業団体の組合員の大幅な減少や 12 万社もの中小零細企業の実態に対してどのように考えていますか。

本府の中小企業への支援は伝統産業生産基盤支援事業は丹後と西陣の業者に歓迎され約 250 件の利用です。また応援隊の 4 万社訪問のステップアップ事業では 667 件の支援が行われていますが、全体から見れば、限られた企業となっています。他にも京都エコノミックガーデニング支援強化事業、企業の森推進事業、地域産業育成産学連携推進事業等は、「意欲のある企業」「元気な企業」の応援となっており、利用企業数はごく限られた企業のみとなっています。

伝統産業生産基盤支援事業費など産地の強い要望で活用されているものもありますが、多くの助成制度は、強い企業への支援であり、限られた企業の活用にとどまっています。どのように捉えているのかお答えください。

地域経済底上げと地域循環経済の促進のために、商店版リニューアル助成事業などが全国でも実施されています。高崎市では、市内全店舗を対象に工事や購入は市内事業者に限定して助成が行われ、施工業者は仕事が増えてやる気が出たと経営・雇用の安定にも波及効果が生まれています。このように誰でもが利用できる助成制度の実現を図るべきではありませんか。いかがですか

また、信用保証協会の基本となる、信用保険法が改悪され、中小企業の資金繰りの条件である部分保証が拡大され、小口融資やセーフティーネット保証等が利用しにくくなるのではありませんか。

制度融資の問題では、信用保証料が高いために県が支援している自治体もあります。国に信用保険法の部分保証の拡大でなく、リレーションシップバンキングの精神に基づいた信用保証制度の拡充こそが必要ではありませんか。国への働きかけと制度融資の拡充を図るべきではありませんか。

## **府の責務、企業の社会的責任を明確にした中小企業振興基本条例制定を**

**【原田】** 昨年、「おうえん条例」の見直しが行われましたが、中小零細企業全体をボトムアップする仕組みとはなっていません。すでに、全国に広まっている中小企業振興基本条例は、41道府県に広がっています。地域を支える地域経済の活性化が求められている時、「おうえん条例」に固執するのではなく、地域社会を担う中小企業の一層の発展を目指し、行政の責務を明らかにするもとの、総合的な支援を基本施策として定めており、その在り方を学ぶべきです。

国においても、中小零細企業の持続的発展と地域経済支える役割、地域の活性化に資する基本法に沿って、京都府の強いところのみを応援する個別施策の条例でなく、業者と行政、府民の責務、中小零細企業振興を支援する大企業の社会的貢献も明らかにした、条例として中小企業振興基本条例制定が求められると思いますが、知事の決意をお聞かせください。

## **スタジアム計画など、知事が強引に進める政治手法は大問題**

**【原田】**最後に、亀岡に建設予定のスタジアム計画を始めとする知事の政治手法についてお聞きします。2013年の台風18号で洪水被害にあわれた方や環境団体の方から、建設工事で洪水被害の拡大やアユモドキを絶滅させてしまうのではないかなどとの心配の声が引き続き上がってきています。

府職員労働組合のアンケートにも、「仕事のやり方として上にもものが言えない組織になってきていると感じる」「典型的なのは、なぜ、亀岡に百何十億もかけて作らないといけないのかと知っていると思うが、トップの指示を何も考えずに、こなすだけの組織になってしまっただけはおしまいだと思う」という指摘です。知事は、この強引なやりかたへの意見がだされていることに、どのように受けとめていますか。認識をお聞かせください。

**【知事】** 中小企業問題についてでありますけれども、最初言った「まだら模様」といったこれは、日銀の京都支店が出した管内金融経済概況ですね、こちらの方からとったわけです。これは非常に中小企業も含めて長年調査をしてきている日銀という金融機関がやっておりますので、その点でいえば一番比較をしていく上では、客観的なものであるということで私は、引用させていただいたわけでありまして。それ以外のところで、



またこういうやつもあるよとご指摘していただければ、いつでも私は見に行きますけれども、そのうえで、私どもは、年間2万3000社の延べ5万5000社を訪問している中小企業応援隊のヒアリングですとか中小企業中央会の毎月の組合調査、こうしたものによって状況把握に努めておりまして、最近でも同じ北部の建設業でも丹後地域では緩やかな改善傾向にあるんですけども、ちょっと中丹地域で悪化しているとか、京都市内では観光関連産業が改善しているんですけども、建設業は悪化しているなど、地域業種によって改善をしているところと、そして非常に厳しいところとが分かれているということをお知らせしているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、私どもはこれ全国もあれだと思っておりますが12万社の中小零細業者に対して、中小企業応援隊がしっかりと訪問し、寄り添い支援をして、エコノミックガーデニング方式によって伴走を行ってまいりました。さらに中小企業団体の中央会とともにですね、協同組合の経営安定ですとか、経営改善ですとか、販路開拓等の取り組みを支援しているところでありまして、京都だけが進んでいるということではないと思っております。そして、その中で助成制度につきましても、中小企業応援隊の伴走支援の中で企業の森推進事業でも中小企業への支援が半数以上を占めておりまして、個々の中小企業の実情に応じた支援をしております。中小企業の経営ステップアップ事業やエコノミックガーデニング支援強化事業に加え、省エネ対策や円高対策など補正も含まれますと過去3年間で約4900社に対して、56億円を超える中小企業への助成を実施しているというのが現実の数字であります。強いところの支援という話がありましたけれども、福祉政策ではありませんので、全部にお金を出すわけではありません。その中で計画を作って、これから一生懸命頑張りますよというところを応援する。逆に言うと強い企業はですね、こういった補助金など求めないのが現実でありまして、我々は、なかなかやる気があるけれども、そこが実現できないような企業、これを伴走支援というのは一生懸命やっているということをご理解いただきたいと思っております。

また商店街の話がございましたけれども、過疎化高齢化等の地域課題に対応するには、もう個店の支援だけではむづかしい現状、これは一番原田議員がご存じだと思います。商店街全体として取り組んでいく必要があります。このため、商店街のカルテを作り商店街を戸別訪問して課題やニーズを直接お聞きしながら、オーダーメイド型の支援を行っているところでございまして。

次に制度融資についてでありますけれども、これ件数とか額を見ていただければ、もう私どもの制度融資がどれだけすごいかというのは、これ原田議員一番おわかりだと思います。そのうえで、おっしゃっているんだと思っておりますけれども、私どもといたしましては、さる6月に成立した中小企業信用保険法等の一部改正によりまして、業況が悪化する国指定の業種を対象とした中小企業向け融資につきましても、小規模事業者や創業者向けの融資に係る保証枠が拡大されておりますので、そうした点をしっかりと活用していきたい。一方で信用保証料の問題があるんですけども、これは信用保証協会が、日本政策金融公庫に支払う保険料率の問題がありますので、すでに繰り返し国に提案しているところでありまして、そうした中で、中小企業を下支えするセーフティーネットとして制度融資が機能するようにこれからも努力をしていきたいと考えております。

中小企業の条例でありますけど、中身を見ていただきたいと思っておりますけれども、きちっと我々は方針もすべての企業もやっております、いまいったような施策もこの「おうえん条例」にあって、「おうえん条例」であれば何か問題があって、振興条例であれば、というようなということではなくて、こことここが違

うんだということをきちっと言うていただければ、私ももっときちんと反論できるんじゃないかと思しますので、その点ぜひよろしく願います。今後もですね、「中小企業おうえん条例」のもとで、効果的な支援を行いまして中小施策に全力を挙げていきたいと考えております。

次にスタジアムについてでありますけれども、これまでの経緯でありますけれども、府内のスポーツ施設で全体を見た時にですね、これは委員会でも見ていただいたんですけれども、本当に全国的に見ても大変見劣りする状況に残念ながらあります。そして、その中で、サッカーやラグビーなどの国際試合が行われない、子どもたちが希望をもってですねスポーツに接することができない状況がありまして、その中で、懇話会からの提言でやはり球技場を作るべきではないか、さらに施設を望む48万人もの署名をいただいたところでありまして、この48万人を超える署名というのはですね、いまだかつて出てこなかったんじゃないかなど思っているぐらい多くの方々からの要望を受けて私どもは球技場の建設に乗り出したわけです。そして、建設地の選定にあたりましては府内全市町村に公募をいたしまして、その意向を聞き、そして用地調査委員会を設けて、その議論もすべて公開し、そしてその中で発展の可能性や利便性、経済性、子どもたちの夢の観点などを考慮し、最終的に私が責任者ですからこれを決めるという形になりますけれども、こういう手順を踏んで選定にあたりました。さらに、自然環境に関しましても環境保全専門家会議を設置し、開発を望む思いと自然保護という課題の両立を目指しまして、約4年に渡り議論を重ねてまいりました。そして、その中で環境との共生の実現を目指して、座長提案もいただいて、建設予定地も変更していく、そして、この中では国や環境保護団体、関係学会もこうしたことに対しては高く評価をしていただいております。

そして、この場所に建設するスタジアムが治水に悪影響を与えるのもでないことは、そもそもその場所というのは、スタジアム建設の前に都市区画事業で埋め立てることについて都市計画審議会の承認をいただいたところでありまして、スタジアムはその承認をいただいたところに建設することになっているわけですから、スタジアムありきの話でもないことは、ご理解いただきたいというふうに思います。残念ながら、亀岡の治水水準を向上するためには、桂川の下流の改修がこれは不可欠である。そして、私どももそのために全力を挙げて取り組んでいるところであります、こうした手続きに加えまして、公共評価第三者委員会での工事着手の了承と、本当に二重三重に時間をかけて取り組んできたわけですし、これほど時間をかけ、そして、これほど専門家の意見を聞き、これほどですね、丁寧にすすめてきている公共事業。なかなかないんじゃないかなと思いますので、もっと丁寧な事業があるんなら教えていただきたいんですけれども。そうした中で私どもも府民の皆さんに寄り添って事業を進めていきたいと考えているところであります。

**【原田・再質問】** 実態は、中央会傘下の組合員数の激減、企業の減少は倒産よりもいま廃業が増えつつけている。事業継承どころか企業の数が減り続けている現実をしっかりと行政自身が直接調査し、肌で感じる事が求められています。応援隊任せでなく現場で何が困っているのかを把握して、支援施策を考えることが求められているのではないのでしょうか。

中小企業相談所は技術センターになり経営相談や経営支援が無くなる。そして、産業21や関係団体を通じて経営支援を行うと言うが、産業21に派遣されている府の職員は専務理事や企画総務部長等々、直接経営相談には居ない。業者の皆さんは早く被害少なく店じまいとの発想になってしまう。廃業が増え続けている現状に府民に寄り添った経営支援こそが必要だが、いまの府には相談窓口が無い。これでは中小業者のみなさんから府が遠い存在にならざるを得ない。これがいまの状況ではないでしょうか。府行政が直接府民の経営、暮らしの声を聴く体制を作る決意はあるのか。そのためにも中小企業振興条例の制定を求められる。

このことも含めて決意をもう一度お聞かせください。

**【知事・再答弁】** 条例につきましては先ほど申しましたように、応援と振興とで、どこが中身が違うのか具体的に、ここをこうすべきだというふうに言っていただくと分かるんですけども、応援を振興に変える、基本に変えろと言っただけでは、まったく正直いってどう答えていいかわからないのが私の思いで、これからはしっかりと条例に基づいて支援をまいります。そして、京都府もちろん現場に出ていく面もありますが、一番大切なのはまさに京都府も市町村も民間も、そして中央会をはじめ、そうした中小企業団体との手を携えて行動することです。この点につきましては、まさにオール京都の組織を作って、そして応援隊を作って行動している。どこかがなんかやるということではなくて、こういう協働の連携の中でいま京都経済をしっかりと再生するために私たちは努力をしていることをご理解いただきたいと思います。そのためにも経済センターもですね、これによってさらに連携を強化していこうと思いますので、是非ともご理解いただきたいと思います。

**【原田・指摘要望】** 決意をお聞きしましたが、非常に不安になりました。府民に寄り添った府政運営、府民ひとり一人の思いに応える府政運営が求められている。先ほども知事自ら言いました経済センター。しかし、その一方で、経済センターの後ろでは中小企業会館に入っている中小の企業の組合の方々新しいところには移れない、外に出るような事態も含めて起きています。いまのわれわれの暮らし、そして働く人たちが安心して働く上でのいまの在り方そのものが求められます。

また、スタジアム問題でも十分に説明がなされたのか。このことが住民の皆さんからも強い声が上がっています。引き続き、しっかりと府民の声を聴く府政の実現に向けて頑張ることを申し上げまして、質問を終わります。